

太宰府市総合体育館 教室参加受講規約（月額コース 10 月新規申込分）

この規約は、シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ（以下、「指定管理者」といいます）が主催する月額コースの教室事業（以下「教室」といいます）の受講に関する事項を定めるものです。

本契約期間は、2 か月間とし、その後お客様または指定管理者からの申し出がない限り、3 月末までは 1 か月間ごとに自動更新されます。なお、入会手続き完了後、お客様の都合等によりキャンセルを希望する場合は、教室開始日の初回前日までに申し出があった場合に限り対応します。それ以降のキャンセルは一切応じません。お申込みをする際は、この規約の内容にご同意いただいたうえで、申請を行ってください。

第一条 参加資格について

以下の項目をすべて満たすこととします。

- (1) 本受講規約に同意いただくこと。
- (2) 暴力団関係者でないこと。

第二条 参加条件について

参加者の年齢制限と解釈は以下のとおりです。年齢制限については、各期に発行する教室案内に記載しているとおりとします。

- (1) 成人 満 18 歳以上（教室開始時において、満 18 歳の誕生日を迎えている方）
- (2) 小中学生 小学 1 年生～中学 3 年生（教室開始時において、小学校や中学校に在学中の方）
- (3) 幼児 教室開始時において対象年齢に達している方

第三条 参加料のお支払いについて

1. 参加料

- (1) 受講いただく教室ごとに教室回数と参加料が異なります。
- (2) 月々の教室回数が必ずしも教室案内に記載されている回数とはなりません。回数に応じた参加料を徴収します。
- (3) 月々の支払いは現金のみとします。

2. 支払期日

参加料は当月の最初の開催日に受付窓口でお支払いください。

3. 未納の措置

事由に関係なく 2 か月以上未納が続いた場合は、督促の連絡をさせていただきます。なお、その後も支払いに応じない場合は退会手続きおよび今後一切、教室への参加をお断りいたします。未納分は完済していただきます。

第四条 教室開催日について

1. 教室開催日

各期に発行する教室案内をご確認ください。

2. 遅刻および欠席の連絡

遅刻および欠席される場合は、教室開始 30 分前までに施設へ連絡をください。なお、欠席による振り替えは一切できません。

3. 臨時休講

(1) 天災地変等の場合

天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力があった場合は、臨時休講をさせていただく場合があります。天災地変等による臨時休講の場合の判断は教室開始 2 時間前までに施設ホームページへ掲載いたします。

施設 HP <https://ssk-dazaifu-gym.com>

(2) 施設側の都合の場合

指導員の体調不良や避難所開設等により会場を確保ができない場合は休講とすることがあります。その場合は、返金または次月分での調整を行います。

(3) 長期間の臨時休講等の場合

長期間の臨時休講が予定されている場合は、原則として 1 か月以上前には通知します。

(4) 感染症拡大防止に伴う休講の場合

緊急事態宣言等が発令され施設を休館せざるを得ない場合は、休館が決まり次第施設ホームページへ掲載いたします。

第五条 長期休会について

受講者が1か月以上連続して欠席する場合は、休会開始月の前々月の末日までに、所定の「休会届」を受付窓口へご提出ください。（例：7月から休会する場合は5月31日まで、10月から休会する場合は8月31日まで）

休会期間は1か月単位とし、最長2か月までとします。休会手数料は月額500円とし、休会届の提出時に、休会期間の最長分である2か月分（1,000円）を納入ください。既納の休会手数料については、実際の休会期間に応じて精算し、差額が生じた場合は返金いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、休会届の提出期限経過後であっても休会を認めることがあります。

- (1) 受講者本人が傷病その他やむを得ない事情により、1か月以上2か月以内の期間にわたり教室への参加が困難となった場合。
- (2) 受講者本人が災害等の被害を受け、1か月以上2か月以内の期間にわたり教室への参加が困難となった場合。
- (3) 受講者の送迎を行う家族が傷病その他やむを得ない事情により、1か月以上2か月以内の期間にわたり送迎を行うことが困難となった場合。

第六条 退会について

退会を希望する場合は、退会月の前々月の末日までに、所定の「退会届」を受付窓口へ提出ください。（例：7月に退会する場合は5月31日まで、10月から退会する場合は8月31日まで）

退会届の提出期限を経過した場合は、退会希望月までの参加料は納入いただきます。退会は月単位とし、月の途中で退会する場合であっても、納入済みの参加料は返金しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会届の提出期限経過後であっても退会を認めることがあります。

- (1) ご本人が傷病等により、長期的に教室参加が困難となった場合。
- (2) ご本人が災害の被害を受け、長期的に教室参加が困難となった場合。
- (3) 送迎をするご家族が傷病等により、長期的に参加者の送迎をすることが困難となった場合。
- (4) その他不測の事態により、教室参加が困難となった場合。

第七条 参加中止について

以下の場合は、参加者の同意なくとも退会（参加中止）の手続きを行います。また、その場合の参加料の返金は一切行いません。

- (1) 参加料の未支払が2か月以上ある場合。
- (2) 当規約に違反する行為があった場合。
- (3) 事前申込個人カルテに虚偽があった場合。
- (4) 施設従業員、各インストラクター、他の受講生に対しての迷惑行為、妨害行為、公序良俗に著しく反する行為があり、改善が見込まれないと館長が判断した場合。

第八条 その他の注意事項について

- (1) 館内における貴重品、手荷物の管理は各自ロッカーにて行ってください。
- (2) 教室の参加中において、他の受講者の個人情報を聞き出したり、各種活動に勧誘をすることは固く禁じます。
- (3) 当規約は、太宰府市総合体育館で開催する教室のみに適用し、弊社が管理する他施設の各種規約とは異なります。